盛岡市立手代森保育園移管先法人選定委員会に係る傍聴要領

盛岡市

1 傍聴する場合の手続

- (1) 審査の傍聴を希望する方は、審査の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び 住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、13時50分までとし、定員(5名)を超える場合は抽選いたします。
- (3) 開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 審査の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審査を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が審査の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。
- 3 審査を傍聴する場合に守っていただく事項 傍聴者は、審査を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
 - (1) 審査の実施中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と 意見を表明しないでください。
 - (2) 騒ぎ立てるなどして、審査の進行を妨げないでください。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
 - (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、審査の妨げとなる行為を行わないでください。
 - (6) 審査時間内は、原則として途中入退室ができませんのでご注意ください。
 - (7) 法人候補者が他の法人候補者の聴き取りを傍聴することは公平性の観点からできません。
 - (8) 法人候補者の関係者が傍聴する場合は、全ての法人候補者の聴き取りが終了する時刻まで、先に終えた聴き取り内容を他者へ漏らすことはできません。